

○土浦市低入札価格調査実施要綱（抄）

（趣旨）

第1条 この訓令は、本市が発注する建設工事における安定的な品質の確保を図るため、低入札価格調査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において「低入札価格調査」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下この条において「政令」という。）第167条の10第1項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者又は政令第167条の10の2第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときに実施する調査をいう。

（低入札価格調査の対象）

第3条 低入札価格調査の対象は、次に掲げる建設工事の請負契約とする。

（1） 予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が5,000万円以上の建設工事（次号に掲げるものを除く。）

（2） 土浦市建設工事総合評価方式実施要綱（令和4年土浦市告示第93号。第6条及び第10条第3項第2号において「総合評価方式実施要綱」という。）第2条に規定する建設工事

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する建設工事の請負契約のうち市長が特に必要がないと認めるものについては、低入札価格調査を実施しないものとする。

（調査基準価格）

第4条 土浦市契約規則（平成20年土浦市規則第14号）第11条第1項に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）の額は、次に掲げる額の合計額（以下この条において「合計額」という。）とする。この場合において、その額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（1） 直接工事費（材料費及び機器費を含む。第7条第1項第1号において同じ。）の額に100分の97を乗じて得た額

（2） 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額

（3） 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額

（4） 一般管理費（契約保証費を含む。第7条第1項第4号において同じ。）の額に100分の68を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、合計額が見積書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た額をいう。次項において同じ。）に100分の92を乗じて得た額を超えるときは、当該合計額に100分の92を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を調査基準価格とする。

3 第1項の規定にかかわらず、合計額が見積書比較価格に100分の75を乗じて得た額を下回るときは、当該合計額に100分の75を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）を調査基準価格とする。

（失格基準価格）

第5条 市長は、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないと認める場合の基準となる価格（以下この条において「失格基準価格」という。）を設けることができる。

2 失格基準価格の額は、調査基準価格に100分の92を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の入札価格が失格基準価格を下回るときは、当該入札参加者を失格とする。

（落札の決定の保留）

第6条 入札事務を執行する者（以下「入札執行者」という。）は、落札候補者（予定価格の制限の範囲内で最も低い金額を提示した入札参加者（第3条第1項第2号に掲げる建設工事にあつては、入札価格が予定価格の制限の範囲内であつて総合評価方式実施要綱第11条第1項に規定する評価値

が最も高い入札参加者)をいう。以下この条において同じ。)の入札価格が調査基準価格を下回るときは、当該落札候補者を低入札価格調査の対象者(以下「調査対象者」という。)とし、入札参加者に対して落札の決定を保留する旨の宣言をして入札を終了するものとする。

(低入札価格調査の実施)

第7条 入札執行者が前条の規定により落札の決定を保留したときは、当該建設工事を主管する課の長(以下この条において「工事主管課長」という。)は、調査対象者から提出された工事費内訳書に基づき、当該建設工事に係る入札価格の積算が次に掲げる基準(以下この条において「数値的判断基準」という。)に該当するかどうかの調査(次項において「予備調査」という。)を実施するものとする。

(1) 直接工事費の額が予定価格の算出基礎となった額(以下この項において「設計金額」という。)に100分の92(機械器具設置工事、電気工事及び電気通信工事にあつては、100分の77)を乗じて得た額を下回っていること。

(2) 共通仮設費の額が設計金額に100分の85を乗じて得た額を下回っていること。

(3) 現場管理費の額が設計金額に100分の85を乗じて得た額を下回っていること。

(4) 一般管理費の額が設計金額に100分の45を乗じて得た額を下回っていること。

2 工事主管課長は、予備調査を実施したときは、入札執行者にその結果を報告するものとする。この場合において、調査対象者が数値的判断基準のいずれかに該当するときは、低入札価格調査票により報告するものとする。

3 入札執行者は、工事主管課長から、調査対象者が数値的判断基準のいずれかに該当する旨の報告があつたときは、当該調査対象者を失格とする。

4 入札執行者は、工事主管課長から、調査対象者が数値的判断基準のいずれにも該当しない旨の報告があつたときは、当該調査対象者に対し、期限を定めて次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

(1) 積算理由等申出書

(2) 入札価格積算内訳書

(3) 建設副産物の処理に関する状況に関する書類

(4) 手持ち工事等の状況に関する書類

(5) 対象工事箇所と調査対象者の事業所、倉庫等との地理的關係に関する書類

(6) 手持ち資材の状況に関する書類

(7) 資材調達先と調査対象者との關係に関する書類

(8) 手持ち機械の状況に関する書類

(9) 労務者の確保の具体的な見通しに関する書類

(10) 技術者等の配置計画書

(11) 安全対策の計画書

(12) 過去に施工した公共工事等の実績に関する書類

(13) 下請負契約(一次)の予定に関する書類

(14) 前各号に掲げるもののほか、入札執行者が必要と認める書類

5 入札執行者は、調査対象者から前項に規定する書類の提出があつたときは、当該書類を工事主管課長に回付するものとする。

6 工事主管課長は、前項の規定による回付を受けたときは、当該書類の内容の照査(次項及び第9条において「本調査」という。)を実施するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、調査対象者に当該書類の内容等について聴取することができる。

7 工事主管課長は、本調査の結果を低入札価格調査票により入札執行者に報告するものとする。

8 入札執行者は、調査対象者が正当な理由なく第4項の規定による書類の提出の求め又は第6項の規定による聴取に応じないときは、当該調査対象者を失格とすることができる。

(低入札価格審査委員会の設置)

第8条 低入札価格調査の適正な執行を図るため、調査対象者の入札価格によって当該調査対象者により当該契約の内容に適合した履行がされるか否かを審査する土浦市低入札価格審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

2 審査委員会の委員は、土浦市工事請負業者等選考委員会要綱（昭和48年土浦市訓令第5号）による土浦市工事請負業者等選考委員会の委員が兼ねるものとする。

（審査委員会への付議）

第9条 入札執行者は、本調査の結果を審査委員会に付議し、その審査を受けるものとする。

（落札者の決定等）

第10条 市長は、前条の審査の結果を踏まえ、調査対象者の入札価格によって当該調査対象者により当該契約の内容に適合した履行が確保されると認めるときは、当該調査対象者を落札者として決定し、その旨を当該調査対象者に通知するものとする。

2 市長は、前条の審査の結果を踏まえ、調査対象者の入札価格によっては当該調査対象者により当該契約の内容に適合した履行が確保されないと認めるときは、当該調査対象者を失格とし、その旨を当該調査対象者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により調査対象者を失格とする場合は、次の各号に掲げる建設工事の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める入札参加者（次項において「次順位者」という。）を落札候補者として決定するものとする。

（1） 第3条第1項第1号に掲げる建設工事 調査対象者以外の入札参加者のうち予定価格の制限の範囲内で最も低い金額を提示したもの

（2） 第3条第1項第2号に掲げる建設工事 入札価格が予定価格の制限の範囲内であって総合評価方式実施要綱第11条第1項に規定する評価値が調査対象者の次に高い入札参加者

4 前項の場合において、次順位者の入札価格が調査基準価格を下回るときは、第7条及び前条の規定により、当該次順位者に係る低入札価格調査及び審査委員会による審査を実施するものとする。

（低入札価格調査の結果の公表）

第11条 入札執行者は、低入札価格調査の結果を公表するものとする。ただし、市長が特に必要がないと認める事項については、この限りでない。

（補則）

第12条 この訓令に定めるもののほか、低入札価格調査の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。